

東京医科歯科大学医学部附属病院感染対策に関する規則

平成16年4月1日
規則第135号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京医科歯科大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における医療関連感染対策及び抗菌薬適正使用に関し必要な事項を定める。

(感染対策委員会)

第2条 本院に、感染の予防、教育活動、発生時の対応等及び抗菌薬の適正使用に関して審議・実施するため、感染対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議する。

- (1) 医療関連感染予防及び抗菌薬適正使用の方策及び監視に関すること。
- (2) 医療関連感染対策及び抗菌薬適正使用のガイドラインの策定及びその実施に関すること。
- (3) 医療関連感染及び抗菌薬適正使用についての教育活動に関すること。
- (4) 医療関連感染発生時の対応に関すること。
- (5) 医療関連感染及び抗菌薬適正使用の調査に関すること。
- (6) 医療関連感染対策及び抗菌薬適正使用の予算に関すること。
- (7) その他医療関連感染及び抗菌薬適正使用に関して委員会が必要と認めた事項。

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
 - (2) 感染制御部長
 - (3) 看護部長
 - (4) 薬剤部長
 - (5) 検査部長
 - (6) 事務部長
 - (7) 大学院医歯学総合研究科（医学系）の臨床系教員 若干名
 - (8) 感染制御部院内感染対策専任職員
 - (9) 手術部長
 - (10) 集中治療部長
 - (11) 材料部長又は副材料部長
 - (12) 放射線部長
 - (13) 臨床栄養部の管理栄養士 1名
 - (14) その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第7号及び第14号の委員は、感染症対策に関し相当の経験を有する者を病院長が委嘱する。
 - 3 第1項第7号、第13号及び第14号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、当該委員を委嘱する病院長の任期の末日とする。
 - 4 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 委員会に委員長を置き、感染制御部長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長に指名された委員がその職務を代行する。
- 3 委員長は、委員会を開催し、その議長となる。
- 4 委員会は、原則として毎月1回開催する。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 6 前条第1項第3号から第14号までに規定する委員が、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、その代理の者を出席させるものとする。
- 7 前項の規定による代理出席者は、当該委員会において委員とみなす。
- 8 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 9 委員長が必要と認めた場合は、委員以外のものに出席を求め意見を聴くことができる。
- 10 委員長が必要と認めた場合は、小委員会を設置することができる。
- 11 委員会における審議事項は、病院運営会議に報告するものとする。

(感染対策チーム)

第6条 本院に、医療関連感染の防止・対策に資するため、感染対策チーム（以下「対策チーム」という。）を置く。

第7条 対策チームは、次に掲げる事項を行う。

- (1) 医療関連感染に関する情報の収集と報告
- (2) 医療関連感染防止策の実施に関すること。
- (3) その他感染制御部の依頼に基づく事項

第8条 対策チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 感染制御部長
- (2) 感染制御部職員
- (3) 第10条に定める感染対策チームメンバー
- (4) その他感染制御部長が必要と認める者

第9条 対策チームに代表を置き、感染制御部長が第10条の感染対策チームメンバーのうちから指名する。

- 2 代表に事故があるときは、あらかじめ代表に指名された者がその職務を代行する。
- 3 代表は対策チームを総括し、感染制御部の要請あるいは必要に応じて対策チームを召集する。

(感染対策チームメンバー)

第10条 本院各診療科、中央診療施設等、薬剤部、看護部及び事務部に医療関連感染対策を普及・実施するため、感染対策チームメンバーを置く。

- 2 感染対策チームメンバーは、病院長が任命する。

(抗菌薬適正使用支援チーム)

第11条 本院に、院内の抗菌薬適正使用に資するため、抗菌薬適正使用支援チーム（以下「抗菌薬適正使用チーム」という。）を置く。

第12条 抗菌薬適正使用チームは、次に掲げる事項を行う。

- (1) 抗菌薬適正使用に関するモニタリング及びフィードバック
- (2) その他感染制御部の依頼に基づく事項

第13条 抗菌薬適正使用チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 感染制御部長
- (2) 感染制御部職員
- (3) 第15条に定める抗菌薬適正使用支援チームメンバー
- (4) その他感染制御部長が必要と認める者

第14条 抗菌薬適正使用チームに代表を置き、感染制御部長が第15条の抗菌薬適正使用支援チームメンバーのうちから指名する。

- 2 代表に事故があるときは、あらかじめ代表に指名された者がその職務を代行する。
- 3 代表は抗菌薬適正使用チームを総括し、感染制御部の要請あるいは必要に応じて抗菌薬適正使用チームを召集する。

(抗菌薬適正使用支援チームメンバー)

第15条 本院各診療科、中央診療施設等、薬剤部、看護部及び事務部に抗菌薬の適正使用を普及・実施するため、抗菌薬適正使用支援チームメンバーを置く。

- 2 抗菌薬適正使用支援チームメンバーは、病院長が任命する。

(事務)

第16条 この規則の実施に関する事務は、医学部附属病院事務部医療支援課が行う。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、医療関連感染対策及び抗菌薬適正使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月17日規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月6日規則第62号)

この規則は、平成23年5月6日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年1月31日規則第16号)

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則 (平成24年8月2日規則第87号)

この規則は、平成24年8月2日から施行し、平成24年7月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月29日規則第39号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月1日規則第90号)

この規則は、平成25年8月1日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則（平成25年10月31日規則第101号）

この規則は、平成25年10月31日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成28年3月24日規則第58号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月14日規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月8日規則第34号）

この規則は、平成30年5月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。